

札幌中部民商

札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
<http://www.tyu-min.com>
Eメール
info@tyu-min.com

確定申告は民商の仲間と

仲間ふやしの運動をすすめ あったか民商をつくろう

春の運動・確定申告闘争の成功に向けて、役員を先頭に仲間ふやし・署名の大運動がはじまっています。
「全会員の力で仲間をふやして大きな民商を」と横江会長が新年会での訴えにこたえようと取り組みが進められています。民商に入って確定申告は安心と声をかけていきましょう。

「税金の事なら民商」とママさん入会



ススキノ支部では「税金の事なら民商だと聞いた」とママさんが相談に訪れてその場で入会。共済・婦人部も同時加入しました。また、お店の立ち退き問題で一度民商を退会していたマスターから「問題が解決したので、入会したい」と連絡が入り、共済も加入しました。

「民商をもっと大きく」役員も奮闘!

税務調査をたたく荒井常任理事も「春の運動で民商をもっと大きくしなければ」といつも以上に気合が入っています。
さっそく理美容品卸売業のHさんを紹介。その場で入会しました。荒井常任理事は「税金が上げられ、法律も改悪されたら、商売も生活もしていけない。今こそ民商が立ち上がる時」と周りの知人にも声をかけています。



* 税務署から確定申告書が送付されてきています。
「税金の事なら民商」と多くの業者に声をかけましょう
* 商売の知恵と情報が満載の商工新聞(月500円)を友人・知人に気軽に広げましょう

国税通則法改悪反対署名を集めよう! 役員先頭に署名集めに奮闘中



今年の 重税反対統一行動 集団申告は

日程: 3月11日(金)
場所: 教育文化会館(中央区北1西13)
※今年は例年よりも早くなっております。ご注意ください



会費の納入について
民商は会員の会費によって運営されています。毎月の会費は15日までに納めていただくようご協力をお願いします。

◆ 国税通則法改悪の主な内容

国税通則法改悪の内容を知った役員・会員からは「今でも税金税金でたいへんなのに、これ以上厳しくなったら商売やっつけられない」「オレ達商売人を殺す気か」と怒りの声があがっています。
かつて通則法が改悪された時も、民商・全商連が先頭に立って、仲間ふやしと署名運動を全国各地で広げて、改悪を阻止した歴史を持っています。今こそ「通則法改悪阻止」の大運動を全会員が立ち上がって進めましょう。

- ① 税務調査期間を5年に7年の調査を当たり前にする
- ② 白色申告者への記帳を義務化する
- ③ 修正申告強要の合法化
- ④ 調査終了通知後の再調査の新設
- ⑤ 記帳・帳簿等の保存義務を拡大し「正しい」記帳がない場合は経費を否認するなど

※重要事項ですので、再度掲載します(裏面のチラシもご覧下さい)